

## 障がい等を有する受験者の皆さんへ

「愛と奉仕」をスクールモットーとする和泉短期大学は、多様な学生が学び集うキャンパスを目指しています。障がい等を有する受験者の皆さんの受験および修学について「合理的配慮」の提供が必要な際には、オープンキャンパス等の機会にてご相談ください。

なお、出願時に健康診断書の提出は必要ありません。

### 【受験に関するご相談先】

和泉短期大学 広報渉外ユニット 042-754-1133(代表)

和泉短期大学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月施行）、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 27 年 11 月）等を遵守し、障がい等を有する受験者・学生に対する適切な対応を図ります。

### 《参考》

#### ・障がいとは？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態を指します。

#### ・大学等における合理的配慮とは？

障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行なうことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいいます。

※出典「障害のある学生の修学支援に関する検討会 第二次報告」（文部科学省、平成 29 年 3 月）